

第7章

環境保全にかかわる補助金とWTO法

高村 ゆかり

はじめに

世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）をはじめとする自由貿易の促進を目的とした法制度と環境保護との間に生じる緊張をいかに回避し、調整するか、そして、貿易・環境・発展という国際社会の三つの課題をすべてよりよい方向へ、いかにもっていくかという問題には、貿易促進派からも環境保全派からも大きな関心が寄せられている。1994年のWTO閣僚会議の決定を受けて1995年に設置された貿易と環境委員会（Committee on Trade and Environment: CTE）は、貿易措置と環境保護措置との間の関係を確認し、WTO協定の規定に何らかの修正が必要かどうかについて勧告することをその任務としている。CTEでは、その設置以降、環境目的の補助金とWTO法との関係もまた検討事項の一つと位置づけられている。

「補助金」(subsidy)という用語は、一般にもまた政策学や経済学でも用いられる用語だが、定まった定義はない。WTOの紛争解決機関の裁定においてこれまでしばしば参照されてきたOxford English Dictionary⁽¹⁾は、「補助金」(subsidy)を「産業またはビジネスが、財またはサービスの価格を低く抑えるのを支援するために公的資金から交付される金銭」(a sum of money granted from public funds to help an industry or business keep the price of a commodity or service low)と定義している⁽²⁾。実際には、金銭の移転だけではなく、税の免

除・軽減や貸付保証など多様な形でその措置の名宛人に利益が与えられるものも存在し、これらもまた「補助金」に該当するものまたは類似のものと認識されている。他方で、WTO法においては、補助金及び相殺措置に関する協定⁽³⁾（補助金協定）において、その規律の対象となる「補助金」が定義され、一定の「補助金」がWTO法の規律対象となっている（後述）。

環境保護目的で交付される補助金を含めた環境保護措置とWTO法の関係の法的分析に関してはこれまでも少なからぬ先行研究がある⁽⁴⁾。他方で、2002年頃から交渉が始まった漁業補助金問題や、とりわけリーマンショックを経て、経済振興策、消費刺激策などを目的に拡大する各国の補助金とWTO法との関係などについても先行研究がある⁽⁵⁾。

本章では、まず、WTO法における補助金規律について概観し（第1節）、環境保護との関係から補助金を類型化し、その類型ごとにそれらの補助金をめぐるWTOの規律の現状について整理を行う（第2節）。そのうえで、近年WTO紛争解決機関に申立がなされている環境関連の補助金をめぐるほぼ唯一の事例であり、かつその申立が急増している再生可能エネルギー普及促進のための補助金や補助金類似の効果を有する措置に着目し、そのWTO法上の論点と課題をとくに途上国との関係で検討する（第3節）。後述するように、再生可能エネルギー普及促進のための補助金とWTO法との関係については、国外では一定の先行研究があるが、国内ではなお先行研究は少ない。また、拡大する再生可能エネルギー関連市場をめぐる貿易紛争としての側面からだけでなく、この施策が、途上国におけるエネルギー需要の拡大に応えつつ持続可能な低炭素型の発展を実現し、気候変動問題に対処する不可欠な施策であるという観点からその問題を考察するという点に本章の特徴がある。

第1節 補助金協定における補助金規律

1. 補助金の定義

補助金協定は、WTO設立協定（マラケシュ協定）の附属書一A「物品の貿易に関する多角的協定」の一部を構成し、すべてのWTO加盟国が拘束される⁶⁾。補助金協定は、11部、32の条と七つの附属書からなり、貿易歪曲の効果のある補助金を規律し、こうした補助金の交付により生じる歪曲効果を是正するために加盟国が相殺措置をとることができる手続や条件を定めている。

補助金協定が適用される「補助金」は、(1)「政府又は公的機関……が資金面で貢献」（第1条1項(a)(1)）または(2)関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）第16条に規定する「所得又は価格の支持」（第1条1項(a)(2)）があり、かつ(3)上記の(1)または(2)の措置によって「利益」(a benefit)がもたらされること（第1条1項(b)）である。(1)「政府又は公的機関……が資金面で貢献」は、①政府がとる「資金の直接的な移転を伴う措置又は債務を伴う措置」（たとえば、贈与、貸付、出資、債務保証）、②政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（たとえば、税額控除等）、③一般的な社会資本以外の物品若しくは役務の提供又は物品の購入、④政府が資金調達機関に支払を行うことの四つが例示されており、一般に「補助金」と考えられるものよりも相当に広範な措置を対象とする。ただし、財政支出を伴わない政府の指導などによって利益を享受しても「補助金」に該当しない。(3)の(1)または(2)の措置によって「利益」がもたらされること（第1条1項(b)）は、政府の、たとえば融資等で財政負担を伴うものであっても、民間の融資等と比較して「利益」を供与していなければ、補助金協定の規律対象とはならないことを意味している（外務省1996）。

これらの条件を満たす補助金が「特定性を有する」場合に補助金協定の規

律対象となる（第2条）。「特定性」（specific）とは補助金が特定の企業または産業に交付されている場合をいう。

2. 禁止される補助金（レッド補助金）（第2部）

補助金協定は、禁止補助金（レッド補助金）（第3条）と相殺措置対象補助金（イエロー補助金）（第5条）を規律する。禁止補助金には、(1) 輸出補助金と(2) 国内産品優先使用補助金の2種類がある。(1) の輸出補助金は、「輸出が行われることに基づいて」（contingent）交付される補助金で、補助金の交付が「実際の又は予測される輸出又は輸出収入と事実上結びついていること」が事実によって立証される場合に該当し、附属書一に例示されている。(2) の国内産品優先使用補助金は、ローカルコンテンツ補助金とも呼ばれる。これらの補助金は特定性ありとみなされ（第2条3項）、実際の損害発生の有無と関係なく、救済措置（協議要請、紛争解決手続への付託、対抗措置をとること等）が可能である。輸入国の国内市場に影響がある場合、救済措置に代わり、第5部の規定に従って相殺関税を課すこともできる（第10条）。

3. 相殺措置の対象となる補助金（イエロー補助金）（第3部）

相殺措置の対象となる補助金（イエロー補助金）（第3部）は、ほかの加盟国の利益に「悪影響」を及ぼす補助金である。悪影響には(1)ほかの加盟国の国内産業に対する損害（第5条(a)）、(2)ほかの加盟国のGATTに基づく利益の無効化または侵害（第5条(b)）、(3)ほかの加盟国の利益に対する著しい害（第5条(c)）の3種類がある。特定性のある補助金のうち、禁止される補助金を除いたものである。補助金協定は、相殺措置の対象とならないグリーン補助金を第4部に定めていたが、その規定は1999年末に失効した。

4. 途上国に対する特別の制度（第27条）

第27条は「補助金が開発途上加盟国の経済開発計画において重要な役割を果たすことがあること」を認めた（第27条1項）うえで、輸出補助金について定める第3条1項(a)の規定と、国内産品優先使用補助金について定める第3条1項(b)の規定を、途上国に対して（場合によっては期限付きで）適用しない旨定めている⁽⁷⁾。

まず、輸出補助金について定める第3条1項(a)は、(1) 附属書七に規定する途上国については適用せず、(2) その他の途上国について8年間適用しない。附属書七は、(a) 国連が後発開発途上国 (least developed country: LDC) に指定するWTO加盟国と(b) インド、インドネシアなど21カ国を規定している。ただし、(b) については、世界銀行の最新の資料により、一人当たりの国民総生産が年額1000ドルに達したときは、第27条2項(b)が規定するほかの途上国に適用される規定が適用される（第27条2項(a)）。それ以外の途上国についてはWTO協定発効の日から8年間（2002年末まで）は、第3条1項(a)は適用されない（第27条2項(b)）。輸出補助金については、補助金協定第27条4項で、猶予期間満了日の1年前までに途上国は補助金・相殺措置委員会と協議し、委員会の決定がある場合には適用除外期間の延長を認める旨定めている。この規定に基づき、申請された輸出補助金延長について、2007年8月に、再延長期限を2013年までの6年間とし、2014～2015年の2年間を最終移行期間とし、今後再延長を認めないことで合意している（経済産業省2011, 291）。

国内産品優先使用補助金について定める第3条1項(b)については、途上国に対してはWTO協定の効力発効の日から5年間（1999年末まで）適用せず、後発開発途上国に対しては8年間（2002年末まで）適用しないと定めていた（第27条3項）。すでにその猶予期間は終了している。なお、WTO協定署名前に有していた補助金については、先進国、途上国の区別なく、補助

表1 補助金協定のレッド補助金に関する途上国に対する優遇措置

	輸出補助金禁止 (第3条1項(a))	国内産品優先使用補助金(ローカルコンテンツ補助金)禁止 (第3条1項(b))
後発開発途上国	適用されず (第27条2項(a))	WTO協定発効後8年(2002年末)まで適用されない (第27条3項)
補助金協定附属書Ⅶ(b)の途上国 ¹⁾	適用されず (第27条2項(a))	WTO協定発効後5年(1999年末)まで適用されない (第27条3項)
上記以外のその他の途上国	WTO協定発効後8年間不適用 (第27条2項(b))。ただし19カ国について延長承認	WTO協定発効後5年(1999年末)まで適用されない (第27条3項)
中国	加盟時即時廃止 (加盟議定書)	加盟時即時廃止 (加盟議定書)
先進国	WTO加盟後3年間不適用 (第28条1項(b))	WTO加盟後3年間不適用 (第28条1項(b))

(出所) 経済産業省(2011)などを基に筆者作成。

(注) 1) 一人当たりの国民総生産が年1000ドル未満の場合。

金協定第2部は当該国がWTOに加盟した日から3年間適用されない(第28条1項(b))。

以上のような途上国に対する特別の制度について表1のように整理される。

5. WTO法違反として争われた補助金の事例

これまで補助金協定に違反するとして申し立てられた事案は約100件あるが、補助金の効果が輸入国市場に及ぶ場合に輸入国が課する相殺関税の補助金協定適合性をめぐる紛争が主であった。その申立の対象は、多くが、(1)途上国が国内産業育成などの理由から交付する国内補助金と、(2)先進国の国内補助金、とりわけ農業補助金を対象としている。本章で対象としているような、環境保護にかかわる補助金の申立事例は従来多くはなかったが、後述するように、2010年以降の補助金に関する申立の多くを再生可能エネルギー関連の補助金に関するものが占めている。これらの再生可能エネルギー関

連の申立は、従来の相殺関税の補助金協定適合性を争うものではなく、その補助金（ないしは補助金的制度）そのもののWTO法適合性を争うものである。

第2節 環境保全にかかわる補助金の概要と類型

1. 環境保全と補助金の関係

各国が補助金を交付する目的や方法はさまざまで、補助金が環境保全に与える影響も多様である。したがって、環境保全の観点から補助金を論じる場合に、補助金の類型化を行うことがその環境保全への影響と貿易レジームにおける補助金の規律を検討するうえで有効であろう。

第一の補助金類型は、環境を保全する目的を実現するために交付される「補助金」である。たとえば、温室効果ガスの排出抑制を目的の一つとして交付される再生可能エネルギー促進補助金は、WTOの紛争解決機関に持ち込まれる補助金事案の大半を占めている（後述）。エネルギー効率の高い産品にエコポイントなどの優遇措置を付与する措置もこのタイプの補助金に該当する場合であろう（川瀬 2011）。また、現在、国、州や自治体、地域レベルで導入が拡大している排出枠取引制度のもとで、しばしば国内産業の国際競争上の懸念に応えるために⁸⁾、特定の部門について排出枠の配分を優遇する措置がとられるが、排出枠の配分の方法によっては一種の補助金を特定の分野に交付するような効果を有する措置もあり得る。

環境にかかわる第二の補助金類型は、補助金の交付によって環境に悪影響をもたらしかねない補助金である。2000年代に入って、WTOのもとで交渉が行われている漁業補助金はその一例である。漁業分野で交付される補助金がすべて環境に悪影響を与えとはかぎらないが、たとえば、補助金が漁獲高ベースで交付されるとすると、漁獲高を拡大するインセンティブが生まれ、減少する漁業資源にさらに圧力をかけることになる。他方で、環境保全に配

慮した漁法への転換に対して交付される補助金であれば、こうした漁業資源への圧力を減少させるとともに、漁獲に伴う社会的費用が内部化された形で国際競争が行われることを可能にするかもしれない。森林補助金も同様の性格を有し、森林からとれる木材の生産高に応じて補助金が交付されるといった補助金の設計をすれば、森林伐採への圧力を生じさせる。2012年に開催された国連持続可能な開発会議（United Nations Conference on Sustainable Development: Rio+20）で段階的廃止が争点の一つとなった石炭補助金⁽⁹⁾もこうした類型に含まれる補助金といえるだろう。

2. 環境保全のための補助金と WTO 法

第一の類型の環境保護目的で交付される補助金だからといって WTO 法、たとえば、補助金協定のもとで特別扱いされるわけではない。WTO 協定発効後より 5 年間までは、特定性を有する補助金でも、既存の施設を新たな環境基準に適合させるための援助については、研究活動に対する援助、地域開発のための援助と並んで加盟国が自由に交付でき、相殺措置の対象とならないことが認められてきたが（第 4 部）、5 年間の暫定的な適用であったため、1999 年末で失効している。

前述のように、これまで環境保護目的の補助金が WTO 法違反として申し立てられた事例は必ずしも多くなかったが、2010 年以降、各国がとる再生可能エネルギー促進のための補助金を含む施策が WTO 紛争解決機関に申し立てられている（後述）。また、WTO 法違反として申し立てられてはいないものの、省エネ製品の普及促進のための補助金などの施策に関しても貿易制限的であるとして外交上の協議の対象となっているものもある。日本のエコカー補助金について、その対象車種選定が、米国の輸入自動車特別取扱制度（Preferential Handling Procedure: PHP）や環境保護庁（United States Environment Protection Agency: EPA）燃費ラベルを補助金対象としていないことに対して米国から批判があり、PHP 制度についてはエコカー補助金の対象となるよ

う扱いが変更された¹⁰⁾。

環境保護目的で交付される補助金とWTO法、とくに補助金協定との関係を考える際、その一般的論点の一つは、GATT以外のWTO法に違反する措置にもGATT第20条が適用され、一般的例外としてGATT第20条を根拠に正当化できるかという点である。GATT第20条は、公德の保護、人、動物等の生命又は健康の保護等を目的とした措置が貿易制限的効果を有するものであっても、同条の条件を満たすかぎりGATT上許容されるという例外を定めた規定である。中国の出版物などに対する貿易権¹¹⁾の供与違反が問題となった中国・出版物とオーディオビジュアル製品事件において、中国のWTO加盟議定書第5条1項の違反にGATT第20条が適用可能であるかが一つの争点であった。WTO上級委員会は、中国がGATT第20条(a)「公德の保護のために必要な措置」のいうところの「必要な」措置であることを証明しなかったとして本件での例外の適用を認めなかったが、他方で、違反が問題となる議定書の規定の文言に照らしてその要件を満たしさえすればGATT第20条が適用可能との判断を示した¹²⁾。その意味では、GATT第20条が、GATT以外のWTO法——たとえば補助金協定——の規定に違反する措置にも適用可能な余地があることを示したものと見える。ただし、上級委員会は、あくまで加盟議定書第5条1項に基づいてその違反にかぎって認めたものであり、また学説は補助金協定などへの適用拡大に全般に慎重であるものの、その今後の可能性について評価は分かれる(Pauwelyn 2009)。

3. 環境に悪影響を与え得る補助金に関するWTO規律

補助金協定の定める「補助金」の定義は広範で、一定の要件を満たす貿易制限的な補助金を禁止し、救済措置の対象とすることを定めているものの、その規律対象を貿易制限的な補助金に限定するものではない。WTOドーハ閣僚宣言(2001年11月)は、「我々は、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定、並びに補助金及び相殺措置に関する協定にお

ける基本概念，諸原則及びその実効性，並びにその措置と目的を維持しつつ，また途上国及び後発開発途上国の必要を考慮しつつ，両協定の規律を明確化しかつ改善することを目指した交渉に合意する。……（中略）……この交渉に関しては，参加国は，漁業分野の途上国にとっての重要性を考慮しつつ，漁業補助金に関する WTO の規律を明確化し，改善することを目指す」（WTO 2001）とし，それ以降漁業補助金交渉が進められてきた¹³⁾。交渉では，海洋生物資源の保全を重視する立場から，先進漁業国の漁業補助金が海洋生物資源の乱獲と枯渇を引き起こしているとして，漁業補助金の撤廃に向けて活発に提案してきたニュージーランド，オーストラリア，アイスランド，米国，フィリピンなどからなる「魚の友」（Friends of Fish）と呼ばれるグループの国々と，漁業補助金に関する特別の規律は不要であり，禁止される漁業補助金の範囲は限定的であるべきとする日本，韓国，台湾などとの間で意見が対立してきた。しかし，2007年11月に対立する意見を折衷した議長テキストが出された¹⁴⁾。

議長テキストは，日本，韓国などが主張してきた禁止される補助金を列挙するボトムアップアプローチをとるものの，そこで列挙されている補助金の種類はかなり広範である。議長テキスト第1条は，禁止される補助金として以下の八つを定めている。

- (1) 漁船（運搬船，燃料補給船等のサービス船を含む。以下同じ。）の取得・建造・修理などに関係する補助金
- (2) 漁船の第三国移転
- (3) 漁船の操業経費（燃料，氷，保険などを例示），水揚げ，取り扱いや，漁港内・近隣での加工活動についての操業経費，操業ロスの補填
- (4) 専ら又は相当程度，天然漁獲漁業に関連する港湾インフラ又は港湾施設（水揚げ施設，貯蔵施設，加工施設を例示）
- (5) 所得支持

- (6) 価格支持
- (7) 外国水域への入漁補助金
- (8) IUU（違法・無報告・無規制）漁業への補助金

さらに、これら(1)から(8)の禁止補助金に加え、「明らかに過剰漁獲されている」(unequivocally overfished)資源を漁獲する漁船に対する補助金を禁止する規定がおかれている。

そのうえで、これらの一般的例外として、第2条で効果的な漁業管理を実施しており、漁獲能力が増大しないことなどの条件つきで、以下の補助金を定めている。

- 漁船や乗組員の安全向上のための補助金（禁止補助金(1)の例外）
- 混獲防止技術、環境への影響軽減技術の導入、資源管理遵守のための機器導入などのための補助金（禁止補助金(1)と(3)の例外）
- 漁業者の転職のための再教育・早期退職補助金（禁止補助金(3)の例外）
- 減船や漁獲能力削減の補助金

さらに第3条は、途上国の特別かつ異なる待遇（special and differential treatment: S&D）を定め、後発開発途上国について補助金の禁止を適用せず、その他の途上国については、漁船の規模・性格によりそれぞれ異なる待遇が規定されている。ただし、漁船の取得、建造、改造等の補助金については、途上国であっても公海における操業に関する特別な待遇を認めておらず、他方で、第1条の禁止補助金のうち、(4)港湾インフラ等補助金、(5)所得支持、(6)価格支持については、どのような途上国に対しても許容されている。

この議長テキストを基に交渉したが、なお国家間の意見の違いが大きく、

交渉グループの議長は新たな議長テキストの代わりにロードマップを提示して (WTO 2008)、交渉を継続している。

漁業補助金の交渉は、こうした環境に悪影響を及ぼす補助金について WTO が規律することに関する論点を示唆的に提示しているように思われる。第一に、議長テキスト案にみられるように、漁業補助金交渉における漁業補助金の議論は、海洋生物資源の保全がその主要目的に掲げられ、補助金の貿易制限的効果の有無については必ずしも問題としていないことである。これは WTO 法の新たな領域を切り開くことになるが、他方で、貿易規律を担ってきた WTO に新たな課題を突きつけることにもなる。たとえば、議長テキストは、補助金が許容されるには国際的に承認された最良の慣行に基づく漁業管理制度の設置 (第 5 条) と、世界食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization: FAO) のもとで制度についてピアレビューを受けることを条件としており、それにより、補助金に関する規律の環境保全効果を確保しようとしている。しかし、このことは WTO 以外の規律が WTO の規律、すなわち補助金委員会や紛争解決機関の判断に持ち込まれることを意味する。補助金協定全体の一貫性、体系性をいかに維持していくかが課題となろう。また、漁業資源の管理については、国連海洋法条約のもとで国連公海漁業協定 (1995 年) が採択され、魚種別・海域別の地域的機関や地域的取り決めが存在している。確かにこれらの条約や取り決めは現時点で補助金について特別の規定をおいていないものの、漁業資源の管理を主たる目的とするほかのレジームが存在するなかで、そもそも WTO でこうした漁業補助金の規律を扱うのが適切か、あるいは、これらの漁業資源管理の制度、レジームとの関係をどのように整理するのかという課題がある。

第二に、漁業補助金は前述の議長テキスト案にみるようにきわめて多様な形態をもっており、また、それらの補助金が資源や環境の保全に与える影響は補助金以外の要因にも規定され、さまざまであることである。特定の補助金が資源や環境の保全に直接悪影響を与える効果を有することが明らかでない場合も少なくない。たとえば、2006 年の経済協力開発機構 (Organisation

for Economic Co-operation and Development: OECD) の報告書は、適切な漁業資源管理を実施しているか否かで補助金の影響は異なると分析している(OECD 2006)。また、漁業補助金は、漁村地域の振興といった社会政策上の目的や効果をもつものもあり、資源や環境の保全の効果だけをみて補助金交付を禁止するのが妥当かという問題も提起する。

第三に、第二にも関連して、途上国の取り扱い、待遇の問題である(Chen 2010, 121)。いくつかの途上国のなかには、住民の生活が大きく漁業資源に依存している国々もある。それらの国々における住民の生活や地域社会支援のための補助金の交付は、途上国の社会政策上きわめて重要な役割を果たし得る。他方で、漁業資源に依存している度合いが大きいゆえに、かかる補助金が資源の枯渇を加速させ、結果的に住民の生活や地域社会の福利を切り下げてしまうことも考えられる。途上国、とくに後発開発途上国に対して特別な待遇を与える必要性は広く共有されているものの、いかに均衡のとれた補助金規律を構築できるかが課題となる。

第3節 途上国のグリーン経済発展と補助金、自由貿易規律

1. 再生可能エネルギー促進策とWTO法

本節では、再生可能エネルギー促進策に焦点を当てて、再生可能エネルギー補助金や再生可能エネルギー固定価格買取制度(Feed-in-Tariff: FIT)など補助金類似の効果を有する措置のWTO法上の論点と課題を、とくに途上国との関係で検討するものである。再生可能エネルギー促進策をとくに取り上げるのは、近年WTO紛争解決機関に申立がなされている環境関連の補助金をめぐるほぼ唯一の事例であり、くわえて、後述するようにその申立が急増しており、今後も類似の申立が行われる可能性が高いからである。再生可能エネルギー普及促進のための補助金とWTO法との関係については、国外で

は一定の先行研究がある¹⁵⁾が、国内ではなお先行研究は少ない。そこで、飛躍的に拡大する再生可能エネルギー関連市場をめぐる貿易紛争としての側面からだけではなく、この施策が途上国におけるエネルギー需要の拡大に応えつつ持続可能な低炭素型の発展を実現し、気候変動問題に対処する不可欠な施策であるという特別な位置づけを有しているという観点から問題を考察する。

再生可能エネルギー補助金や再生可能エネルギー買取制度めぐっては、ここ2～3年の間に、WTO紛争解決機関への申立がつづいている。2010年10月15日、アメリカ合衆国通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）は、全米鉄鋼労働組合（United Steelworkers: USW）の請願¹⁶⁾を受けて、1974年通商法セクション301（スーパー301）のもとで、グリーン技術の貿易と投資に悪影響を及ぼす中国政府の行為、政策と慣行について調査を開始した¹⁷⁾。その結果、風力発電企業向け特別基金の交付対象の条件として中国製部品の使用を義務づける中国の措置が貿易障壁に相当するとして、2010年12月22日、米国はWTOに中国との協議要請を行った¹⁸⁾。米国の試算では、中国は2008年から総額で数百億円規模（670万～2250万ドル）の補助金を支出しており、これが米国産品の中国市場への参入を阻む輸入代替補助金であることなどを申請の根拠としている。2011年6月7日、中国は米国が協議を要請した補助金プログラムを終了した¹⁹⁾。くわえて、上記のUSTRの調査過程で、新規の風力発電事業の承認の際に、外国企業に対して中国において大規模風力発電事業に設備を供給した経験があることを条件としていることについては、中国国外での経験も認めることで中国と合意した。また、発電事業について事業者が借入れを行う際に中国製産品を利用した分に応じて利子補填と送電網への優先的アクセスを与えるという「Ride the Wind」プログラムと、環境産品などハイテク産品の輸出者に研究開発補助金を与えるという輸出産品研究開発基金の二つの補助金プログラムについて、USWはWTO法に違反する補助金であると主張していたが、中国はこれら二つの補助金プログラムを廃止した²⁰⁾。

同種の争いは、先進国間でも生じている。2010年9月13日、カナダ・オンタリオ州のグリーン・エネルギー法がWTO法に違反しているとして、日本はWTO協定に基づいて申立を行った²¹⁾。グリーン・エネルギー法は、オンタリオ州現地で生産される太陽光パネルなどの設備を購入する発電者にFITでの買取価格の優遇を定め、FITに連結して地元の雇用拡大をねらう規定をおいているが、それがWTO法に違反するローカルコンテンツ補助金であり、内国民待遇違反であるとして申し立てたものである。2011年7月20日、日本の申立について小委員会（パネル）が設置された。このカナダ・オンタリオ州のFITについては、EUも同年8月11日に申立を行った²²⁾。他方で、同年7月2日には、米国の再生可能エネルギー開発会社 Mesa Power が、このFITが北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）に違反しているとして、正式の申立に先立ってなされる意図通告を行った²³⁾。さらに、2012年11月5日には、中国がEUとEUの構成国（ギリシャとスペイン）の再生可能エネルギー促進策がWTO法違反であるとの申立を行い²⁴⁾、2013年2月6日には、米国のインドの太陽光促進策のもとのローカルコンテンツ要件がWTO法違反であるとの申立を行った²⁵⁾。

こうしたWTO申立事案のうち、オンタリオ州のFITをめぐる申立については、2012年12月19日にパネルが報告を出した。このパネル報告は、2013年2月5日、上級委員会に上訴されており、それゆえ、このパネル報告は上級委員会により見直される可能性がある暫定的なものである。パネル報告では、第一に、このオンタリオ州で現地生産される設備を購入する発電者に買取価格の優遇を定める措置が、国内措置の内国民待遇を定めるGATT第3条4項と、GATT第3条に適合しない貿易関連投資措置について定める貿易関連投資措置（TRIM）協定第2条1項に違反するとした。第二に、FITのもとの再生可能エネルギーの固定価格での買取が、補助金協定でいうところの補助金であるかとの論点について、パネルの意見は分かれている。多数意見は、補助金協定でいうところの「利益」の存在が証明されていないとして補助金とは認めなかったが、少数意見は、FITなしには電力市場に参入できな

かった状況において、FITによる価格づけでそれが可能になっていることを理由に補助金に該当するとしている（WTO, Panel 2012）。FITによる価格づけそのものが、また、FITにおける価格設定いかに補助金協定上の「補助金」に該当するとなると、各国のFITの設計にWTO法との関係で一定の制約が生じることになる²⁶。

2. 途上国のグリーン経済発展とWTO法

環境保全と経済発展を両立させていくためには、こうした再生可能エネルギー普及をはじめ、グリーン経済の発展を実現するための公的介入、公的動機づけが少なからず必要とされるだろう。補助金は、そうした観点からなお有効な政策手法である。前述、オンタリオ州FITの事例のように、現地での設備生産や組立を補助金交付の条件とすれば、地域への環境関連産業の誘致や投資を呼び込み、雇用を拡大することで、その経済的、社会的発展の有効な手段となり得る。補助金協定第27条1項が承認しているように、とりわけこれから経済発展を遂げようとしている途上国については、再生可能エネルギーの普及やエネルギー効率改善による経済発展を促すこうした補助金は重要な役割を果たす可能性があり、相当な程度許容される必要もある。

しかし、現行の補助金協定では、とりわけ国内産品優先使用補助金は、途上国について期限つきで禁止されており、現在ではすでに先進国と同等の扱いを受けている。世界市場での競争力に相対的に劣る途上国が経済発展を遂げていくためには、輸出補助金とはもかく、一定の国内産品を優遇する補助金は貿易を過度に歪曲しないかぎりである程度許容されることが必要ではないか²⁷。とくに「すべての人に持続可能なエネルギー」を保証しようとする国際社会の目標²⁸を達成するため途上国でのエネルギー需要の拡大に応えつつ、同時に気候変動抑制をめざすという観点からは、再生可能エネルギー普及やエネルギー効率改善に資する国内産品使用を優先する補助金などは途上国に対してなお特別の待遇が認められることは検討される価値がある。そし

て、WTO紛争解決機関による事後的な調整は最終的な紛争の解決を図るうえで効果的だが、あくまで紛争発生後の対応であり、紛争を未然に防止するためにも、少なくとも再生可能エネルギー補助金といった途上国のグリーン経済発展と補助金規律との調整が必要な分野においては、先行した規律の定立が必要である。

結びにかえて

以上みてきたように、環境保全のための補助金、そして環境に悪影響を及ぼすおそれのある補助金とWTO規律との関係が、近年、とくにグリーン経済の実現という文脈において注目を集めている。環境に悪影響を及ぼすおそれのある補助金に関するWTO規律については、その最初の事例である漁業補助金が交渉中であり、断定的な結論を述べることはできない。しかし、その社会政策上の意味合いの考慮などを含め、多くの検討すべき課題を抱えている。また、環境保全のための補助金については、とくに近年の再生可能エネルギー促進のための補助金に関する紛争が増えており、紛争の防止のためにも、この種類の補助金制度に関するWTO規律の明確化が望まれる。いずれの場合も、その補助金に関するWTO規律において、途上国のグリーン経済の実現に与える影響を考慮した、途上国の適切な特別の扱いが検討されるべきである。

WTO法を中心に本章では論じてきたが、近年拡大する自由貿易協定(free trade agreement: FTA)における補助金規律についても今後検討が必要となる。これまでは補助金に関する規定を設けるFTAが少なく、仮に規定があっても十分な救済方策が定められていないことが多かった(ジェトロ2011, 49-50)。しかし、2011年7月に暫定発効したEUと韓国とのFTAでは、WTO法の補助金規律に加えて、一定の種類の補助金を禁止補助金に定め、補助金に関する紛争が生じた場合には仲裁による解決を予定している²⁹⁾。今

後、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership: TPP）協定を含め、こうした二国間、地域的な貿易制度の補助金規律、そして、それらと WTO 法との関係についても、環境保全や途上国の発展を視野に入れた検討が必要となろう。

[注]

- (1) たとえば、カナダ乳製品事件で、小委員会（パネル）、上級委員会は、農業協定第9条1項(c)の「支払」(payment)の用語の解釈に当たって、Oxford English Dictionary の定義を参照して、農業協定第9条1項(c)の「支払」の解釈の理由づけにおいて、「支払」には金銭だけでなく、それに相当するものを交付することも含まれるとの解釈は一般的な用語の定義にも合致しているとした(WTO 1999a, 1999b)。
- (2) <http://oxforddictionaries.com/definition/english/subsidy>
- (3) Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (ASCM) (http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/24-scm.pdf)。日本語の公定訳 (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto13m.html#01)。
- (4) 網羅的なリストではないが、たとえば日本語文献として、中川(2001; 2003; 2011)、高村(2003)、平(2003; 2004)、山下(2009)、山下(2011)など。
- (5) 漁業補助金については、八木(2009)、猪又(2013)、経済振興策、消費刺激策などを目的とする補助金については、川瀬(2011)。
- (6) 補助金については、GATT 第6条および第16条に基本原則が規定されている。また、農業産品に関する補助金については農業に関する協定の規定が、サービス貿易に関する補助金についてはサービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services: GATS) 第15条が適用される。ただし、GATS 第15条は、貿易歪曲効果を回避するための多角的規律を作成するための交渉を行うことを定めるにとどまる。
- (7) WTO 法における途上国に対する優遇措置とその機能変化について、箭内(2007)参照。
- (8) 2013年以降、EU 排出枠取引指令のもとで国際競争にさらされているセクターについては、排出枠の配分について本来オークションで行うものを無償で割り当てることを定めている。(Article 10b of Directive 2009/29/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 amending Directive 2003/87/EC so as to improve and extend the greenhouse gas emission allowance trading scheme of the Community)。
- (9) 'Rio+20: Reflections on the way forward for sustainable business', The Guardian, 27 June 2012. (<http://www.guardian.co.uk/sustainable-business/rio-20-reflections-way-forward-sustainable-business>)。
- (10) 経済産業省「エコカー補助金制度における輸入車の扱いについて」2010年1月19日付 News Release (<http://www.meti.go.jp/press/201001190006/201001190006>).

- pdf)。
- (11) 中国は、一定の物品について、国有企業といった特定の企業にのみ、その貿易を行う権利（貿易権）を認めていたが、中国WTO加盟議定書第5条（貿易権）において、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、WTO加盟後3年以内に中国内のすべての企業がすべての物品について貿易権を有するようにすること、ならびにすべての外国人および外国企業に貿易権に関し内国民待遇を与えることを約束している（川島2011, 3-4）。
 - (12) China—Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products, Report of Appellate Body, WT/DS363/AB/R, 21 December 2009. 本事件に関する詳細については、川島(2011) 参照。
 - (13) 漁業補助金の交渉の詳細について、前掲注5八木(2009)、Chen(2010)および猪又(2013)参照。とくに猪又(2013)は、先行研究や議長テキスト発出以降の最近の交渉の経緯と論点も含め、漁業補助金交渉を包括的に検討する。
 - (14) Negotiating Group on Rules, Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/213 (Nov. 30, 2007)。なお議長テキストの訳については、主として前掲注5八木(2009)に依拠した。
 - (15) 網羅的なリストではないが、たとえば、Rubini(2011)、Wilke(2011)、Peat(2012)など。
 - (16) United Steelworkers (USW) 2010年9月9日請願。請願の概要は以下参照 (<http://assets.usw.org/releases/misc/section-301.pdf>)。
 - (17) USTR 2010年10月15日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/october/united-states-launches-section-301-investigation-c>)。
 - (18) China—Measures concerning wind power equipment, DS419 (http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds419_e.htm)。2011年1月12日にEUが、同年1月17日に日本が協議に加わることを要請した。
 - (19) USTR 2011年6月7日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2011/june/china-ends-wind-power-equipment-subsidies-challenged>)。
 - (20) USTR 2010年12月22日付プレスリリース (<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/december/united-states-requests-wto-dispute-settlement-con>)。
 - (21) Canada—Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector, DS412 (http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds412_e.htm)。2010年9月24日に米国が、同年9月27日にEUが、協議に加わることを要請し、カナダが要請を受諾した。
 - (22) Canada—Measures Relating to the Feed-in Tariff Program, DS426。
 - (23) <http://www.mesapowergroup.com/index.php/news> 参照。
 - (24) European Union and Certain Member States—Certain Measures Affecting the

Renewable Energy Generation Sector, DS452。

- (25) India—Certain Measures Relating to Solar Cells and Solar Modules, DS456。
 (26) 本稿脱稿後の2013年5月6日、上級委員会が判断を示した。パネル同様、TRIM 協定第2条1項、GATT 第3条4項違反を認めたと、補助金協定違反については分析を完了できなかったとした。
 (27) 途上国の産業育成へのWTO法、とくに補助金規律の影響について、福田(2009)95ページ以降を参照。
 (28) 「Sustainable Energy for All」は、国連事務総長の主導で、2030年までに持続可能なエネルギーをすべての人に保証することをめざす取り組みである。(http://www.sustainableenergyforall.org)。
 (29) Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part, OJ L 127/6, 14.5. 2011。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 猪又秀夫 2013. 「WTO 漁業補助金交渉の経緯と論点—2009年2月～2011年4月を中心に—」『農林水産政策研究』(20) 3月 13-35.
 外務省経済局国際機関第一課編 1996. 『解説 WTO 協定』日本国際問題研究所.
 川島富士雄 2011. 『中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置 (WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R) ——非 GATT 規定違反の GATT20条正当化の可否を中心に——』経済産業研究所.
 川瀬剛志 2011. 『世界金融危機下の国家援助と WTO 補助金規律』経済産業研究所. 経済産業省通商政策局編 2011. 『2011年版不正貿易報告書——WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策——』日経印刷.
 ジェトロ編 2011. 『ジェトロ世界貿易投資報告2011年版』ジェトロ.
 平 覚 2003. 「WTO 体制と非貿易的価値」中川淳司ほか著『国際経済法』有斐閣.
 —— 2004. 「『貿易と環境』に関する紛争の解決における WTO 上級委員会の『創造的』役割」阿部昌樹・佐々木雅寿・平 覚編『グローバル化時代の法と法律家』日本評論社.
 高村ゆかり 2003. 「環境保護と WTO」渡邊頼純編著『WTO ハンドブック——新ラウンドの課題と展望——』ジェトロ 117-137.
 中川淳司 2001. 「GATT/WTO と環境保護」水上千之・西井正弘・白杵知史編『国際環境法』有信堂.
 —— 2003. 「WTO 体制における貿易自由化と環境保護の調整」小寺彰編著『転換期の WTO——非貿易的関心事項の分析——』東洋経済新報社.
 —— 2011. 「GATT/WTO と環境保護」西井正弘・白杵知史編『テキスト国際環境法』有信堂高文社.
 福田泰雄 2009. 「WTO 合意と開発途上国」『人文・自然研究』(3) 3月 71-125.

- 八木信行 2009. 『環境的関心事項の分析視角から見た WTO 漁業補助金交渉』 経済産業研究所.
- 箭内彰子 2007. 「『特別かつ異なる待遇』の機能とその変化——WTO 協定における開発途上国優遇措置——」 今泉慎也編 『国際ルール形成と開発途上国—グローバル化する経済法制改革—』 アジア経済研究所.
- 山下一仁 2009. 『環境と貿易をめぐる法的分析』 経済産業研究所.
- 2011. 『環境と貿易—WTO と多国間環境協定の法と経済学—』 日本評論社.

<外国語文献>

- Chen, Chen-Ju 2010. *Fisheries Subsidies under International Law*, Heidelberg: Springer.
- Moltke, Anja von, ed. 2010. *Fisheries Subsidies, Sustainable Development and the WTO*, London: Routledge.
- OECD 2006. *Financial Support to Fisheries: Implications for Sustainable Development*, Paris: OECD.
- Pauwelyn, Joost 2010. “Squaring Free Trade in Culture with Chinese Censorship: The WTO Appellate Body Report on China – Audiovisuals,” *Melbourne Journal of International Law* 11 (1) May: 119–140.
- Peat, Daniel 2012. “The Perfect FIT: Lessons for Renewable Energy Subsidies in the World Trade Organization,” *Louisiana State University Journal of Energy Law and Resources* 1 (1) Fall: 43–66.
- Rubini, Luca 2011. *The Subsidization of Renewable Energy in the WTO: Issues and Perspectives*, Bern: NCCR.
- Wilke, Marie 2011. *Feed-in Tariffs for Renewable Energy and WTO Subsidy Rules: An Initial Legal Review*, Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development.
- WTO 1999a. “Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products,” Report of the Panel, WTO Doc. WT/DS103/R, WT/DS113/R, 17 May.
- 1999b. “Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products,” Report of the Appellate Body, WTO Doc. WT/DS103/AB/R, WT/DS113/AB/R, 13 October.
- 2001. “Ministerial Declaration of 14 November 2001,” WTO Doc. WT/MIN(01)/DEC/W/1.
- 2008. “New Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements,” Negotiating Group on Rules, WTO Doc. TN/RL/W/236, 19 December.
- WTO, Panel 2012. “Canada—Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector, Canada—Measures Relating to the Feed-in Tariff Program,” Report of the Panels, WT/DS412/R, WT/DS426/R, 19 December.

